

告 示 第123号

令和8年1月28日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市立美術館喫茶コーナー入居者の募集について（告示）

鹿児島市立美術館喫茶コーナーの入居者を募集するので、下記のとおり告示します。

なお、入居を希望する者は、下記の要領により鹿児島市立美術館喫茶コーナー入居申込書及び添付書類を提出してください。

記

1 募集概要

鹿児島市立美術館においては、施設利用者の利便性向上のために喫茶コーナーを設置しているが、現在、空き店舗となっているため、鹿児島市立美術館喫茶コーナーの入居者を募集するものである。

2 申込者の資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 鹿児島市内に居住する個人又は主たる事務所（本社）を有する法人であること。
- (2) 軽食及び喫茶類を提供している喫茶店若しくは飲食店又はこれと同等の施設をこの告示の日前3年以上営業していること。
- (3) 代表者（法人にあっては、法人及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統治下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 代表者（法人にあっては、法人及び役員）が、この告示の日前3年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）による行政処分を受けていないこと。
- (5) 納期の到来している市税（特例猶予の適用を受けているものを除く。）を完納していること。
- (6) 営業面において、施設の公共性を踏まえ、衛生、防災、利用者に対する適切なサービスの提供等店舗の管理運営について十分に対応できる責任者を配置できること。

3 申込手続

(1) 提出書類

- ア 鹿児島市立美術館喫茶コーナー入居申込書（様式1）
- イ 商業登記簿謄本（写し）（個人の場合は不要。3か月以内に発行されたもの）
- ウ 定款（個人の場合は不要）
- エ 食品衛生法に基づく営業許可書（写し）
- オ この告示の日前3年間に食品衛生法による行政処分を受けていないことの証明書（複数の店舗を経営している場合は、鹿児島県内において営業実績のある全ての店舗が所在する市町村の保健所で発行された証明書）
- カ 納税証明書（この告示の日以降に発行された市税に滞納がないことの証明書。ただし、特例猶予の適用を受けている場合は、特例猶予の適用を証する書類。写しでも可。この告示の日以降に発行されたもの）
- キ 印鑑証明書（個人の場合は印鑑登録証明書。3か月以内に発行されたもの）
- ク 代表者の身分証明書（市で発行された証明書。個人の場合のみ）
- ケ 経営実績等状況調査表（様式2）
- コ 事業計画書（様式3）
- サ 直近の決算書（法人にあっては財務諸表、個人にあっては確定申告書又はそれに準ずるもの）

(2) 受付期間

令和8年2月4日（水）から同月18日（水）まで（月曜日を除く。）

(3) 受付時間

午前9時30分から午後6時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(4) 提出方法

直接持参

(5) 申込書等の交付場所及び提出先

鹿児島市城山町4番36号

鹿児島市立美術館（1階事務室）

電話 099-224-3400（直通）

4 喫茶室見学について

喫茶室の見学を希望する場合は、事前に電話により希望の日時を鹿児島市立美術館に連絡すること。

5 その他

鹿児島市立美術館喫茶コーナー入居申込書及び募集要項等について

は、鹿児島市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。